

さぬき市障害者計画及びさぬき市障害福祉計画策定委員会（第3回） 会議要旨（要約）

- 1 日 時 平成 30 年 1 月 16 日（火） 14：00～15：30
- 2 場 所 さぬき市福祉事務所 2 階 201・202 会議室
- 3 出席者 [委 員] 13 人  
[事務局] 7 人  
[傍 聴] 0 人
- 4 議 題 （1）第 5 次さぬき市障害者計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画(案)について  
（2）その他
- 5 会議の内容は次のとおりである。

| 発言者   | 意見概要  |
|---|---|
| <p>会議の概要</p> <p>(委 員)</p> <p>(事務局)</p> <p>(委 員)</p> | <p>1 会議の成立</p> <p>さぬき市障害者計画及びさぬき市障害福祉計画策定委員会設置要綱第 6 条第 2 項の規定により、過半数以上の出席があり、会議が成立していることを報告した。</p> <p>2 議事</p> <p>（1）第 5 次さぬき市障害者計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画（案）について</p> <p>○事務局より、前回の策定委員会において障害者計画（案）の指摘を受けたことに対する主な返答は下記のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労継続支援事業 A 型の事業所の設置に向けた支援を検討する。</li> <li>・福祉避難所について新たに項目を設けた。</li> <li>・福祉人材の確保、育成について、今後検討していく。</li> <li>・一般就労に向けた取り組みとして、出資法人への働きかけ、法定雇用率の法改正の周知を行う。</li> </ul> <p>策定委員から疑義がなく、了解された。</p> <p>○事務局より、第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画（案）についての説明をした。</p> <p>委員の意見等は次のとおり</p> <p>92 ページの日中一時支援の 13 か所はどこか。</p> <p>これは、さぬき市内で 13 か所というわけではなく、さぬき市と委託契約を結んでいる事業所が市内外に 13 か所ある。</p> <p>85 ページの成年後見制度の関係だが、社協に日常生活自立支援事業と</p> |

|       |  |
|-------|--|
|       | <p>というのがあある。成年後見制度までは必要ないが意思決定に簡易な支援が必要なケースはあるか。</p>   |
| (事務局) | <p>社協の日常生活自立支援事業で行っているものは、主に金銭管理の支援である。障害者は少数で、主には高齢者の方の利用が多い。</p>   |
|       | <p>85 ページの(3)は成年後見人制度利用支援事業の実績である。今年から高齢者、障害者の市民後見人の養成講座を実施しており、今後は市民後見人制度を進めていく予定である。</p>   |
| (委員)  | <p>今年、国の施策の実態調査があったと思う。障害者の方とか、支援が必要な人の調査があった。療育手帳関係の制度ができる前までは、障害があっても手帳を受けていないケースが、若干高齢者にはあるのかなと思う。そういう意味で、この表に出ているのは療育手帳の取得者の数なので、表面に出ていない方もいる。住民に周知をする機会があったらそれを伝えて、手帳がなくてもそういう状態の人、また手帳がない精神関係の人などに、自立支援が受けられるなどの周知も必要なのではないか。もう少し相談の関係がもっとわかりやすければ行きやすいのではと思う。</p> |
| (事務局) | <p>今後、周知方法については検討していきたい。また、アンケートの取り方について、手帳を持っている人以外に対してもアンケートを取ったらどうかというお話もあったかと思う。次回の計画のときは、手帳を持っていない方の要望についても考えていければと思う。</p>  |
| (委員)  | <p>市独自の施策というものを何かひとつ作れば、福祉に対する理解が進むのではないかと思う。</p>  |
| (事務局) | <p>市独自の施策ができるような形に進んでいきたいと思っている。</p>   |
| (委員)  | <p>さぬき市で実施しているガイドヘルパー(通学・通園時のヘルパー派遣)は、外の方からも良いものがあると、よく言われている。</p>   |
| (委員)  | <p>障害者の健康づくりと地域社会参加についてだが、今度さぬき市に体育館ができると聞いた。そこを障害者が利用できればいいのではと思うが、どうなっているか。</p>  |
| (事務局) | <p>鴨庄地区の旧志度東中学校跡地で建設中の体育館だと思う。この施設が障害者スポーツ等で利用できるかについて長寿障害福祉課で把握していない。</p>   |
| (委員長) | <p>最後のページにある点検及び評価体制のところだが、「大川圏域地域自立支援協議会に報告、意見を求める。その結果、必要と判断した場合は、本計画の策定委員に参加をいただき、見直しの検討を行う」と書いているが、またそのような機会があるのか。</p>   |
| (事務局) | <p>計画の中間点で実績等を内部で集計・分析し、それに対して大川圏域</p>   |

|                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| <p>(委員長)<br/>(事務局)</p> <p>(委員長)</p> | <p>自立支援協議会に意見を求めたいと考えている。その意見を委員長に報告し、策定委員を集めた方がよいか相談するので、それにより策定委員に集まってもらうことがある。直すものは直していくというPDCAサイクルで進めていきたい。</p> <p>これから後はどうするのか。</p> <p>今後は、この第5次障害者計画及び第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画（案）を、1か月ホームページに掲載する。パブリック・コメントとして意見があった場合、委員長等に相談し、策定委員を集める必要があると判断されたときは、再度策定委員会を開催することになる。その後は、大川圏域の自立支援協議会への報告、ホームページ等での公表を、3月までにしていきたいと考えている。</p> <p>意見がないようなので、この案を採択したいと思う。この案に賛成する方は、挙手をお願いしたい。</p> <p>（挙手により採決）。</p> <p>全員一致という事で、今日のこの会を終了する。</p> <p>3 閉会<br/>(終了)</p> |
|-------------------------------------|---|